

番 号 : 170442  
 国 名 : パキスタン  
 担当部署 : 南アジア部南アジア第二課  
 案件名 : 円借款事業実施促進【有償勘定技術支援】

**1. 担当業務、格付等**

- (1) 担当業務 : 円借款事業実施促進
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 有償勘定技術支援

**2. 契約予定期間等**

- (1) 全体期間 : 2017年8月中旬から2018年8月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.85M/M、現地 3.33M/M、合計 4.18M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 第1次現地派遣 第1次国内作業 第2次現地派遣  
 3日 20日 3日 15日  
 第2次国内作業 第3次現地派遣 第3次国内作業 第4次現地派遣  
 2日 15日 2日 15日  
 第4次国内作業 第5次現地派遣 第5次国内作業 第6次現地派遣  
 2日 15日 2日 20日  
 整理期間  
 3日

**3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法**

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月26日(午前12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)  
 提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)  
<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf> をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階 調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月10日(木)までに個別に通知します。

**4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点**

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	円借款事業実施促進に係る各種業務
対象国/類似地域	パキスタン/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：支援対象とする実施中案件の受注コンサルタントは、本件に応募することができない。

(2) 野生型ポリオの国際的拡大に関する WHO の声明を受け、パキスタンに 4 週間以上滞在後、同国を出国する渡航者に対して、出国時に WHO 様式の 1 年以内に接種したポリオワクチンの接種証明書への提示が、パキスタン政府より求められることがあります。(予防接種等に係る費用はその他原価に含まれています。) 詳細については下記を参照してください。

<http://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/2014/08121106.html>

## 6. 業務の背景

JICA がパキスタンに対して実施している支援のうち、円借款事業は、2017 年 3 月の段階で累積案件数が 89 件、累積借款額が 8,148 億円以上にのぼっている。

実施中の円借款案件に関し、実施機関や監督官庁等関係機関（以下「実施機関等」という）を通じたモニタリング、JICA 現地事務所との案件進捗報告会、各種の調査等により案件の進捗促進に努めてきてはいるが、当初の想定通りに進まないケースが散見される。その背景には、実施機関等が円借款の手続きに不慣れであること、パキスタン国内における承認手続きが煩雑であること等がある。また円借款貸付完了後も、稼働開始した対象案件の導入効果が着実に発現されている必要があるが、実施機関等による維持管理体制が不十分であることから、整備体制についても確認し、運営・指導等更なる支援の必要性を検証する必要がある。

上述の状況を鑑み、本事業では、対象案件における実施促進及び実施機関等の事業能力強化を行い、ひいては事業効果の早期発現を図ることを目的とする。

### 【主な対象案件】

- A) チェナブ川下流灌漑水路改修事業 (2005/8/10 L/A 調印) PK-P53
- B) ダドゥークズダール送電網事業 (2006/12/15 L/A 調印) PK-P56
- C) パンジャブ州送電網拡充事業 (2008/5/3 L/A 調印) PK-P58
- D) パンジャブ州灌漑システム改善事業 (2008/5/3 L/A 調印) PK-P59
- E) 全国基幹送電網拡充事業 (2010/3/31 L/A 調印) PK-P61
- F) イスラマバード・ブルハン送電網増強事業 (フェーズ 1) (2017/5/4 L/A 調印) PK-P65
- G) その他、JICA 南アジア部、JICA パキスタン事務所が必要と考える案件

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、円借款事業の仕組み及び調達手続き、貸付実行手続き等案件監理に係る手続きを十分把握したうえで、担当分野に係る以下の業務を行う。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

### (1) 国内準備期間

#### 【第1次国内準備期間】 (2017年8月中旬)

- ① 対象となる案件の事業内容、進捗状況、実施機関等、これまでの調達プロセス、過去に起きた問題点、貸付実行状況等を確認・把握する。
- ② JICAの「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン」(以下、調達ガイドライン)、貸付実行方式、及びパキスタンの調達関連情報を確認する。
- ③ JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所と協議を行い、本調査の目的・趣旨、現地業務行程等を確認する。
- ④ JICA南アジア部と第一次現地派遣期間における実施事項、聴取内容、行動計画等について確認する。
- ⑤ 上記①～④の業務に基づき、派遣に向けたワークプラン(英文・和文)を作成し、JICA南アジア部へ提出する。

#### 【第2次～6次国内準備期間】

(2017年10月上旬、11月下旬、2018年1月下旬、3月下旬、6月下旬を予定)

- ① 下記(2)【全派遣共通】②で作成する各現地業務結果報告書(英文)に基づき、JICA南アジア部に報告を行う。

- ② JICA南アジア部と各現地派遣期間における実施事項、聴取内容、行動計画等について確認し、ワークプランを作成する。

(2) 現地派遣期間

【全派遣共通】

- ① 各現地業務開始時にJICAパキスタン事務所に対しワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。  
 ② 現地調査完了に際し、現地業務成果を取りまとめた現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICAパキスタン事務所に提出する。  
 ③ 上記②に基づき、JICAパキスタン事務所に対し業務の成果を報告し、助言等を行う。

【第1次現地派遣】（2017年8月中下旬を予定）

- ① 各実施機関等へのヒアリング等を通して調達手続き・支払手続き・事業実施能力等を把握する。  
 ② 各実施機関等へのヒアリング及び現地視察等を通して各案件が抱える課題を把握する。

【第2次～5次現地派遣】（10月中旬、12月上旬、2018年2月上旬、4月上旬を予定）

- ① 第1次現地派遣において判明した各課題の解決へ向け、案件ごとのパキスタン政府内手続きの進捗を確認しつつ、実施機関等に対して以下の円借款促進業務を行う。

円借款促進業務	対象案件※
ア) Short List、Request for Proposal作成支援	F
イ) プロポーザル評価支援	F
ウ) 入札書類作成に係る助言	C、F
エ) 入札評価に係る助言	C、F
オ) 契約交渉、交渉記録作成に係る助言	C、E、F
カ) 契約書作成に係る助言	C、E、F
キ) 貸付実行申請書類作成支援	C、E、F
ク) 事業進捗報告書（Progress Status Report）の作成・提出支援	全案件
ケ) 案件進捗を妨げる契約上の問題への助言・ファシリテーション	全案件
コ) 事業実施段階案件についての環境社会配慮モニタリング結果の取り付け・監理	—
サ) 事後評価の側面支援	B
シ) 適切な維持管理体制を検討するための実施機関等へのヒアリング （パンジャブ州灌漑局による参加型灌漑管理レビュー内容、組織改革、他ドナー動向等）	A、D
ス) その他案件実施促進・監理においてJICAパキスタン事務所が必要とする情報の収集・確認	全案件

※対象案件：上記「6.」ご参照

- ② 上記①の結果のモニタリングを通して不足している点について更なる支援を実施する。

【第6次現地派遣】（7月上旬を予定）

- ① 長期投融资見込と比較してディスバース額が滞っている案件、その他事業進捗に問題が生じている案件に対し、各課題の解決及びディスバースの促進を図る。  
 ② 本調査終了後も継続してフォローが必要となる事項・課題等についてとりまとめ、JICAパキスタン事務所と協議を行う。

(3) 帰国後整理期間（2018年8月上旬を予定）

- ① 第1～6次派遣の業務成果を取りまとめた業務完了報告書（和文）を作成する。  
 ② 現地業務結果報告書及び業務完了報告書に基づき、JICA南アジア部に報告を行う。  
 ③ 業務完了報告書の内容をJICA南アジア部による確認の後、提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。  
 なお、本契約における成果品は（3）業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（全体及び第1次～第6次派遣）  
 英文2部（JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所）  
 期限：各現地調査実施の14日前まで  
 (2) 現地業務結果報告書（第1次～第6次派遣）

英文2部（JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所）

期限：各現地調査終了まで

(3) 業務従事月報（第1次～第6次派遣）

期限：各現地調査実施後の翌月第1週目まで

(4) 業務完了報告書

和文2部（JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

また、契約履行期間中は業務従事月報を作成し、JICA南アジア部に提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、東京⇒バンコク⇒イスラマバード⇒バンコク⇒東京を標準とします。

(2) 一般管理費等の上限加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとは言いがたい地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとします。（イスラマバード市・アボダバード市を含むパキスタン全土における現地業務及び国内作業全体に係る一般管理費等について加算可とします。）

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

プロポーザルにて現地業務日程（案）を提案してください。現地派遣期間は2017年8月中旬、10月中旬、12月上旬、2018年2月上旬、4月上旬、7月上旬の上限6回の派遣を予定していますが、協議による調整は可能です。

② 現地での業務体制

ア) 渡航にあたってはたびレジに登録し、現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。

また、現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制を含め、プロポーザルに記載してください。現地での調査実施にあたっては在パキスタン・イスラム共和国日本大使館（必要に応じて、在カラチ日本領事館）、JICAパキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、同事務所とは常時連絡が取れる体制とし、パキスタン国内での安全対策については同事務所の指示に従ってください。そのために必要な携帯電話については、同事務所が貸与します。現地でのサイト視察実施に際しては、同事務所を通じた業務行程（案）の了承をパキスタン政府から得るとともに、実施機関スタッフや場合によっては治安当局による同行等のアレンジを行うこととします。

イ) 現地の治安状況、各案件の進捗状況（2016年度承諾案件の承諾時期等）等により、派遣の期間短縮、延期、中止の可能性があります。

③ 便宜供与内容

JICAパキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAパキスタン事務所が必要に応じアレンジします。  
カ) 執務スペースの提供  
あり

## (2) 参考資料

「主な対象案件」に係る資料はJICAホームページにて閲覧可能です。

### ■ご参照：

・「プロジェクト・案件一覧」[http://www.jica.go.jp/activities/project\\_list/](http://www.jica.go.jp/activities/project_list/)

・「パンジャブ州送電網拡充事業」、「パンジャブ州灌漑システム改善事業」

<http://www.jica.go.jp/press/archives/jbic/autocontents/japanese/news/2008/000078/index.html>

・「全国基幹送電網拡充事業」[http://www.jica.go.jp/press/2009/20100331\\_05.html](http://www.jica.go.jp/press/2009/20100331_05.html)

・「イスラマバード・ブルハン送電網増強事業」

[https://www.jica.go.jp/press/2017/20170508\\_01.html](https://www.jica.go.jp/press/2017/20170508_01.html)

・「ダドゥークズダール送電網事業」

<https://www.jica.go.jp/press/archives/jbic/autocontents/japanese/news/2006/000179/reference.html>

・「チェナブ川下流灌漑用水路改修事業」

<https://www.jica.go.jp/press/archives/jbic/autocontents/japanese/news/2005/000097/reference.html>

## (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとします。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成してください。
- ③本業務においてコンサルタント選定書類作成支援や、技術評価への支援に携わった案件については、応募することができないものとします。
- ④不正腐敗の防止本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

以上